

鳥取県西部圏域がん対策推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県西部圏域がん対策推進会議(以下「推進会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 推進会議は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県西部圏域のがん対策の推進に関する事項
- (2) がん検診受診率向上に向けた具体的取組に関する事項
- (3) 働き世代のがん対策に関する具体的取組に関する事項
- (4) その他、がん対策推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者を、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命された日の属する年度の翌々年度の5月31日までとする。ただし、補欠又は追加された委員の任期は、前任者又は他の委員の残任期間と同一とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 推進会議は、西部総合事務所長が招集し、年2回程度開催する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議は、必要と認めるときは、学識経験者又は関係者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 専門の事項を協議する必要があるときは、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、鳥取県西部総合事務所福祉保健局健康支援課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 平成25年度中に任命する委員の任期については、第5条第2項の規定に関わらず平成26年3月31日までとする。

- 3 この要綱は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 28 年 8 月 23 日から施行する。ただし、施行の際、現に委員である者の任期は、平成 28 年 10 月 31 日までとする。
- 5 この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。